

まちづくりの基本方向ごとのSDG s 対応表

資料4

基本目標	まちづくりの基本方向	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 交通基盤の充実と人が集うまちづくり	1 広域的な交通基盤の整備									●		●						●
	2 地域公共交通体系の確立											●						
	3 調和のとれた土地利用の実現											●				●		
	4 米子駅周辺整備の推進											●						
	5 中心市街地のにぎわい創出											●						
2 市民が主役・共生のまちづくり	1 市民参加及び民間事業者等との連携協力																●	●
	2 公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進																●	●
	3 地域福祉活動の推進	●																●
	4 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現	●			●				●		●							●
	5 互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進					●					●						●	●
	6 男女共同参画社会の形成			●	●	●			●		●		●					
	7 多文化共生社会の実現								●		●							●
	8 鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携									●								●
	9 国県・他自治体との連携協力																	●
	10 Society5.0の実現に向けた技術の活用												●					
3 教育・子育てのまちづくり	1 在宅育児支援の充実		●	●	●												●	
	2 待機児童の解消と子育て支援の充実			●	●													
	3 子どもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援	●		●	●													●
	4 学校教育の充実	●		●	●													
	5 学校施設の整備・充実				●													
	6 児童・青少年の健全育成	●	●	●														●
	7 ふるさと教育の推進				●								●					
4 地産外商・所得向上のまちづくり	1 地元企業の振興と地域産業の活性化				●				●	●								●
	2 成長産業の育成と新産業の創出							●	●	●								●
	3 企業誘致の推進								●									●
	4 雇用の安定と確保	●							●	●								●
	5 皆生温泉のまちづくり								●	●								
	6 地域資源を活用した観光施策の推進								●	●			●					●
	7 広域連携による観光振興								●	●								●
	8 インバウンド対策の推進								●									●
	9 次世代につなぐ農業の推進		●						●	●								●
	10 農業基盤整備の推進		●						●									
	11 地域特性を活かした漁業の振興		●						●							●		
	12 シティプロモーションの推進と関係人口の拡大																	●
	13 移住定住の促進										●		●					●
5 歴史と文化に根差したまちづくり	1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信											●						●
	2 芸術文化活動の推進				●													●
	3 淀江地域における歴史・地域資源の活用											●						●
6 スポーツ健康まちづくり	1 すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり								●									
	2 スポーツを通じた地域の活性化								●									
	3 生活習慣病予防の推進			●														
	4 介護予防、フレイル対策の推進																	
7 災害に強いまちづくり	1 公共インフラ施設の整備									●								●
	2 総合的な住宅政策の推進	●										●						
	3 良質な水源開発と災害に強い施設・管路の整備						●											
	4 総合的な生活排水対策の推進						●											
	5 危機管理体制の充実強化	●										●		●				
	6 地域防災力の充実強化	●										●		●				●
	7 原子力災害対策の推進											●						●
	8 環境保全活動の推進			●			●					●	●		●	●		●

「SDGs 実施指針改定版」における地方自治体の役割

SDGs 実施指針改定版（令和元年12月20日一部改訂）抜粋

5 今後の推進体制

(3) 主なステークホルダーの役割

～（中略）～

コ 地方自治体

国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国に SDGs を浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、**一層の浸透・主流化**を図ることが期待される。現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている。

地方自治体は、SDGs 達成へ向けた取組をさらに加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信、共有していくことが期待されている。具体的には、**「SDGs 日本モデル」宣言や「SDGs 全国フォーラム」**等のように、全国の地方自治体が自発的に SDGs を原動力とした地方創生を主導する旨の宣言等を行うとともに、国際的・全国的なイベントを開催する等により、海外や、全国又は地域ブロック、若しくは共通の地域課題解決を目指す地方自治体間等での連携がなされ、相互の取組の共有等により、より一層、SDGs 達成へ向けた取組が行われることが期待される。また、今後は、より多くの地方自治体において、更なる SDGs の浸透を目指し、多様なステークホルダーに対してアプローチすることが期待されている。

地方自治体においては、体制づくりとして、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備を推進すること、各種計画への反映として、様々な計画に SDGs の要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス手法を確立すること、情報発信と成果の共有として、SDGs の取組を的確に測定すること、さらに、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進すること、ローカル指標の設定等を行うことが期待されている。また、地域レベルの官、民、マルチステークホルダー連携の枠組の構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決を一層推進させることが期待されている。さらに、**「地方創生 SDGs 金融」**を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした**登録・認証制度の構築**等を目指すことが期待されている。

～（後略）～

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

